

2 平成の合併

(1) 平成11年からの合併の進展

平成9年7月に行われた地方分権推進委員会による第二次勧告において「国・地方を通じた厳しい財政状況の下、今後ともますます増大する市町村に対する行政需要や住民の日常生活、経済活動の一層の広域化に的確に対応するためには、基礎的自治体である市町村の行財政能力の向上、効率的な地方行政体制の整備・確立が重要な課題となっている。」「今まで以上に積極的に自主的な市町村合併を推進するものとする。」とされ、また、平成10年に示された第25次地方制度調査会答申において「市町村の合併が更に一層推進されるよう、合併の障害の除去、合併後の市町村に対する支援、環境整備の方策等について充実強化するとともに、特例制度や既存制度が効果的に活用されるための方策を早急に講じ、総合的に支援する必要がある。」とされた。

これらの勧告や答申等を受け、より積極的に市町村合併を推進するため、平成11年の地方分権一括法による地方分権改革の一環として合併旧法が改正され、いわゆる「平成の合併」が本格的にスタートした。

平成11年の合併旧法の改正においては、市町村合併をさらに積極的に推進するため、住民発議制度の拡充、市となるべき要件の特例、地域審議会制度の創設、普通交付税の合併算定替期間の延長、合併特例債の創設、議員退職年金の特例などが盛り込まれた。

また、平成11年の合併旧法改正後における政府の動きを見ると、まず、改正法施行直後の平成11年8月に、当時の自治省から「市町村の合併の推進についての指針」が示されたが、その主な内容は「市町村の合併のパターン」を含む「市町村の合併の推進についての要綱」を作成することを要請したものであり、これを受けて本県では平成12年3月に「宮城県市町村合併推進要綱」を策定した。

この要綱策定後の都道府県及び市町村の取組について述べられたものが、平成13年3月に総務事務次官から各都道府県へ通知された『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）である。この中で、都道府県において知事を長とする全庁的支援体制（市町村合併支援本部）を設置し、少なくとも数か所の合併重点支援地域を指定することが要請され、本県においては平成12年4月に「宮城県市町村合併推進本部」を設置した。

また、国における具体的な支援体制の整備として、平成13年3月27日の閣議決定により、総務大臣を本部長、各副大臣を本部員とする「市町村合併支援本部」を設置した。同本部は、同年8月30日に市町村合併支援プランを策定し、都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村及び平成17年3月までに合併した市町村に

対して、これまでの地方行財政上の支援策に加えて、新たな関係省庁の連携による支援策等を講ずることとした。

そして、平成14年の法改正では、合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、税制上の特例措置の拡充、流域下水道に関する特例、一部事務組合等に関する特例が盛り込まれ、これらの取組等により合併に向けた動きが活発化し、合併旧法（経過措置で平成18年3月31日まで延長）のもとで、平成11年度から17年度までに全国で581件、本県で9件の合併が行われた。

（2）合併の新法等の制定

昭和40年に制定された合併旧法が平成17年3月31日に期限を迎えるにあたり、平成15年11月に出された第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、合併旧法の単純延長を明確に否定した。

そして、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していくため、5年間の時限法として「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下、「合併新法」という。）が平成17年4月より施行された。

この法律では、合併旧法下の行政上の特例はそのまま引き継いでいるものの、平成11年改正で導入された合併特例債や、普通交付税の合併算定替の合算特例期間の延長部分などの手厚い財政上の特例措置は廃止された。一方、総務大臣による合併推進のための基本指針の策定や、都道府県による市町村合併推進のための構想策定（本県では平成18年3月に「宮城県市町村合併推進構想」を策定）、都道府県知事による合併協議会の設置や合併協議推進に係る勧告権限など、国や都道府県の合併に関する積極的な関与が新たに設けられた。

さらに、新しい市町村の一体性の円滑な確立や住民自治の強化等の観点から、合併時の特例として特別地方公共団体である合併特例区の制度が新たに設けられたほか、地方自治法を一部改正し地域自治区の制度が創設されるとともに、合併に際して旧市町村単位で設けられる地域自治区には区長を置いたり、住所の表示に旧市町村の名称を冠することができる特例が設けられた。

（3）平成の合併の進捗状況

平成の合併の結果、平成11年3月31日に全国で3,232あった市町村は、平成22年3月31日には1,727と約半数に減少し、本県においても71市町村から35市町村と半減した。